

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（出品者）

更新日：190509
作成：RFA

まちおこしカフェ 利用規約

本規約はまちおこしカフェ運営が円滑に実施されるように作成されたものです。ご利用申込時に必ずお読みください。

1. 本規約の適用

本規約は、まちおこしカフェに「出品者」として参加する者に適用されるものとします。本規約に記載のない事項に関しては、指定管理者（株式会社RFA）と利用者との間で協議の上決定することとします。

2. 出品者に関わる規約

(1) 利用の条件

①出品者は、下記いずれかの条件に該当する商品を、まちおこしカフェにて委託販売するものとします。

- ・鳩山町（または比企地域）の産物
- ・鳩山町（または比企地域）の産物を主原料とした加工品
- ・町内の事業所で製造した加工品

②出品者は、自ら商品を梱包の上、商品を搬入・搬出するものとします。

③出品者は、以下の販売手数料を支払うこととします。

- ・農産物・食品加工品の場合 販売価格の15%
- ・上記以外のものの場合 販売価格の20%

④出品者は、全ての出品物にラベルを貼るものとします。その際、1枚2円のラベル代を支払うこととします。

⑤農産物を出品する場合は、納品の際に専用の紙に「品名」「産地」を記入し、商品の傍に設置することとします。

⑥納品された出品物の在庫管理は、指定管理者では行いません。精算明細書には販売した分の料金のみを記載し、精算額を出品者に振り込みます。

⑦出品者は新規出品開始時にキャプションのデータを送ることとします。

⑧加工品の出品スペースは、約0.6平方メートルとします。

⑨ハンドメイド作品の出品期限は最長半年間です。但し、商品の販売状況により指定管理者により延長の申出があった場合を除きます。

⑩ハンドメイド作品の出品期限後は指定管理者と協議の上、再度新規出品申請をすることが可能です。

⑪指定管理者から出品者全体への連絡にはEメールを使用します。Eメールが受信できない場合は館内設置のファイルにて確認することとします。

(2) 出品者の申込み方法

①参加申請の方法

参加を希望する出品者は、事前に指定の書類を提出するものとします。提出された書類を元に、指定管理者で審査を行い、出品参加の可否を決定します。

②提出書類

- ・出品者参加申請書
- ・出品予定の商品の写真、または現物の持参
- ・食品加工品を出品する場合は、保健所の許可証明書の写し

③承認書の交付

②の書類を提出後、町と指定管理者で参加申請の審査を行い、1週間以内にメールまたは電話にて審査結果をご連絡します。

(3) バーコードラベル作成

①出品する全ての商品には、バーコードラベル（以下ラベル）を貼ることとします。

②ラベル作成は、初回のみ指定管理者が行い、2回目以降は出品者自身で行います。

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（出品者）

更新日：190509
作成：RFA

- ③新しく出品する商品がある場合は、納品の2日前までに新規商品登録をすることとします。なお、農産物の商品名には産地を入れることとします。
- ④ラベル作成は、商品の納品日にまちおこしカフェ内のラベラーにて作成することとします。
- ⑤ラベル1枚あたり2円の作成費用を指定管理者に支払うものとします。
- ⑥ラベル作成費用はラベル作成時に都度支払うか、事前に1ロールを買い取ることができるものとします。
- ⑦値下げする場合は、値引き後の金額を1点ずつラベルに書くこととします。

(4)精算

①商品価格

商品価格は、出品者が独自に設定し、新規商品登録書の提出・商品ラベルの作成を以て指定管理者に共有するものとします。なお、商品価格の記載は税込価格に統一するものとします。

②精算について

出品者の出品した商品の販売額は、手数料金額を差し引き、後日指定口座に振り込むこととします。

③支払いについて

1. ラベル作成費用を除き、手数料等の精算額の支払いは、農産物・食品加工品を中心とした出品者は毎月、その他加工品を中心とした出品者は3ヶ月ごと（1月、4月、7月、10月）に行います。但し、振込金額が1000円以下の場合は次回の振込月へ持ち越しとなります。
2. 清算は月末締め翌月10日払いとします。指定管理者よりご指定の銀行口座へ振込いたします。
3. 振込手数料は、出品者の負担とし、精算額から差し引くものとします。
(ゆうちょ銀行あて：113円 他行あて：5万円未満 216円 5万円以上 432円)
4. 精算明細は、支払い月の10日までに指定管理者より出品者宛にメールにてお送りします。

(5)商品の返品・破棄

①傷みややすい農産物や加工品については、出品者の責任において搬入した当日の16:00～17:00の間に搬出するものとします。なお、翌日も搬入がある場合は翌日の搬入時に前日の商品の搬出をしても良いものとします。

②商品が劣化し、状態に問題がある場合は、運営者および指定管理者の判断で撤去できるものとします。また、その場合の出品物は売れ残り出品物として取り扱うこととします。処分に要した費用は、全額出品者の負担とし、別途請求いたします。

3. 使用上および活動上の禁止事項

次の全てに関する行為を行うことを禁止します。禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内でのその行為に協力したと運営者が見なした利用者は契約解除の対象となります。

また、当施設および当ビルの構造物、設備、備品を汚損、破損、紛失された場合はその損害を賠償していただきます。

- (1) まちおこしカフェにおいて衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為をすること。
- (2) 本施設又はまちおこしカフェ内に危険物及び重量物、腐敗物、ペットを持ち込むこと。
- (3) 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること。
- (4) 契約者が利用権を譲渡すること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行うこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動を行うこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うこと。
- (8) その他、不相当と当施設が認めた場合。

4. 災害対策、災害時の協力

本施設は災害発生時の避難場所の指定を受ける可能性があるため、災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、利用者も含め施設全体が協力する体勢をとります。

5. その他の条件

(1) 喫煙

- ・施設内は全エリア禁煙となっております。

(2) 掃除

- ・まちおこしカフェは、運営者各自で清掃して頂きます。

(3) ゴミ

- ・ゴミの処分は原則として出品者各自で行います。処理に際しては、ビル及び地域の規則に従って頂きます。

(4) 飲食行為

- ・まちおこしカフェ内の飲食は臭気が強い飲み物・食べ物は避けてください。

(5) オフィス空間としての維持

- ・まちおこしカフェ利用の際、ほかの利用者の妨げるほどの迷惑音を出す行為は禁止します。
- ・施設内での信仰宗教等の勧誘、ビラの配布等を禁止します。

(6) 共通サービス内容

- ・ワイヤレスインターネット接続 パスワード等は従業員にお尋ねください。

6. 免責事項

以下の項目に該当する場合、当施設ではその責任を負うことが出来ませんので ご了承ください。

- (1) 天災、火災、その他不可抗力により当施設の利用が困難になった場合の その利用に際する一切の損害。
- (2) ご利用者が上記ご利用規定項目、「禁止・注意」項目に違反されたため 当施設ご利用を謝絶することによって生じた一切の損害。
- (3) ご利用者および第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これに類する 物の盗難・毀損による一切の被害。

7. 規約の変更

本規約は事前の承諾なしに変更されることがあります。変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を、当社が適当と判断する方法によって、事前に出品者に告知するものとします。当該告知に基づき変更後の本規約の内容を掲示した時点をもって変更の効力が生じるものとします。

その他ご不明な点は受付までお問合せください。